



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

福島労働局

Press Release

相馬労働基準監督署発表
令和8年9月25日（金）

【照会先】
相馬労働基準監督署
監督・安衛課長 石川 裕貴
（電話）0244(36)4175

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～立木の伐倒作業を行わせるにあたって、必要な措置を講じなかった疑い～

相馬労働基準監督署（署長 田村 美登理）は、本日、鹿島倶楽部株式会社及び同社取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和8年1月23日、南相馬市のゴルフ場内において、立木の伐倒作業を行う際、危険を防止するために必要な措置を講じなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 鹿島倶楽部株式会社
所在地：宮城県仙台市青葉区一番町
事業内容：娯楽業
- (2) 取締役A

2 違反条文

被疑者鹿島倶楽部株式会社、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第477条第1項第3号（伐木作業における危険の防止）
同法第119条第1項第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和8年1月23日、南相馬市に所在する鹿島カントリークラブ内において、被疑者鹿島倶楽部株式会社が自社の作業員Bに立木の伐倒作業を行わせていたところ、伐倒木の枝がBに直撃するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、立木の伐倒作業を行わせるにあたり、伐倒しようとする立木の胸高直径が20センチメートル以上であるときは、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作り、その際に受け口と追い口の間に適当な幅の切り残しを確保することとされていますが、災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(第2項 略)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項若しくは第三項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反したとき。

(第2号乃至第4号 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業(伐木等機械による作業を除く。以下同じ。)を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

(第2項 略)

労働安全衛生規則 第477条 第1項 第3号のポイント

胸高直径20cm以上の立木を伐倒するときは、**受け口・追い口・切り残し(つる)**を確保しなければならない。

1. 胸高直径とは？

地上1.2mの高さ(胸の高さ)で測った幹の直径のこと。

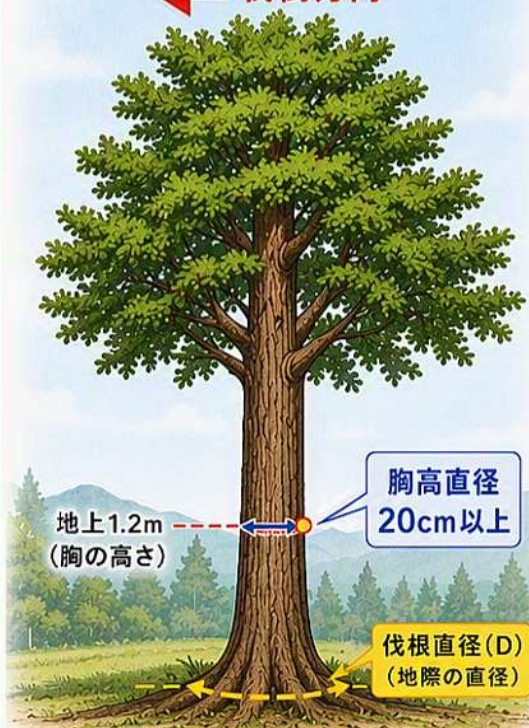


胸高直径 (DBH: Diameter at Breast Height)

胸高直径 **20cm以上**の立木が対象

※胸高直径が20cm未満の立木は、
本号の受け口・追い口に関する規定の対象外です。

← 伐倒方向

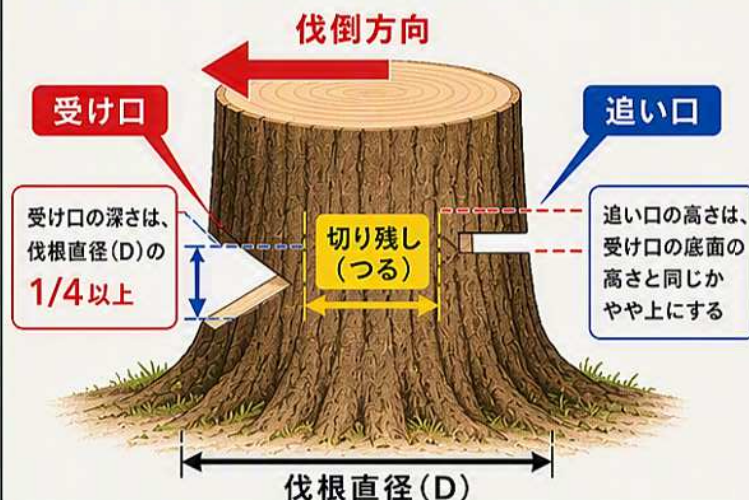


目的

切り残し(つる)で伐倒方向を制御し、
予期しない倒木やはね返りなどの
災害を防止する。



2. 伐根部の切り方 (地際の断面イメージ)



3. 法令で定められていること (第477条第1項第3号)

- 1 胸高直径20cm以上の立木を伐倒するときは、
- 2 受け口の深さは、伐根直径(D)の1/4以上とすること
- 3 追い口を設けること
- 4 受け口と追い口の間に、適当な幅の切り残し(つる)を確保すること

⚠ 注意事項



周囲の安全を確認し、
退避場所を確保する。



風向きや立木の傾き、枝の
状態などを事前に確認する。



保護具を正しく着用し、
安全な作業を行う。

この図は模式的なものです。
実際の作業では、事業場の作業手順や
安全基準に従ってください。